

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
測量法（昭和24年法律第188号） 第44条第1項	測量成果の使用（公共測量）	道路管理課

1 審査基準は、次のとおりとする。

測量法第44条第2項のいずれにも該当しないこと

(1) 申請手続きが法令に違反していること。

(2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。